

ご自宅の片付けで発生した土やブロックなどの捨て方について

対象品目：石・瓦・コンクリート片・砂・セメント・タイル・土・ブロック・
灰・レンガ

ごみ集積所へ排出する場合

燃えないごみの日に、対象品目を、各家庭、合わせておよそ 10kg 程度（ポリエチレン製の手さげ袋3つ分が目安）まで、ごみ集積所に出すことができます。

※透明・半透明のごみ袋又はポリ袋に入れるか、土のう袋等に入れ、「土」や「瓦」などと書いた紙を貼って出してください。

※タイルなど、収集の際にけがをするおそれのある鋭利なものは新聞紙等に包み、「タイル」などと書いた紙を貼って出してください。

※10 kg以上ある場合、複数日に分けてごみ集積所に出すか、民間の業者に依頼（有料）してください。

※大量に出されますと、他のごみ集積所のごみの回収に支障が出ますので、ご協力をお願いします。

富久山・河内クリーンセンターに自分で持ち込む場合

1日につき、対象品目を、合わせておよそ 10kg 程度（ポリエチレン製の手さげ袋3つ分が目安）まで持ち込むことができます。

※透明・半透明のごみ袋又はポリ袋に入れるか、土のう袋等に入れて持ち込むようお願いいたします。鋭利なものは新聞紙等に包み、持ち込んでください。

※家庭廃棄物の処理手数料は、**10kg**につき **55 円**かかりますが、廃棄物搬入確認券を持参することで無料になります。

※**10kg**以上ある場合、複数日に分けて持ち込むか、民間の業者に依頼(有料)してください。

※大量に出されますと、クリーンセンターの処理能力を超えてしまいますので、ご協力をお願いします。

- 事業活動に伴って生じた廃棄物及び、店舗や会社など事業所から発生する廃棄物は、ごみ集積所に出せません。
- 事業系一般廃棄物はクリーンセンターに直接持ち込むか（有料）、一般廃棄物収集運搬業許可業者（有料）に収集運搬を依頼してください。
- 産業廃棄物は産業廃棄物処理業者（有料）に収集運搬及び処分を委託してください。